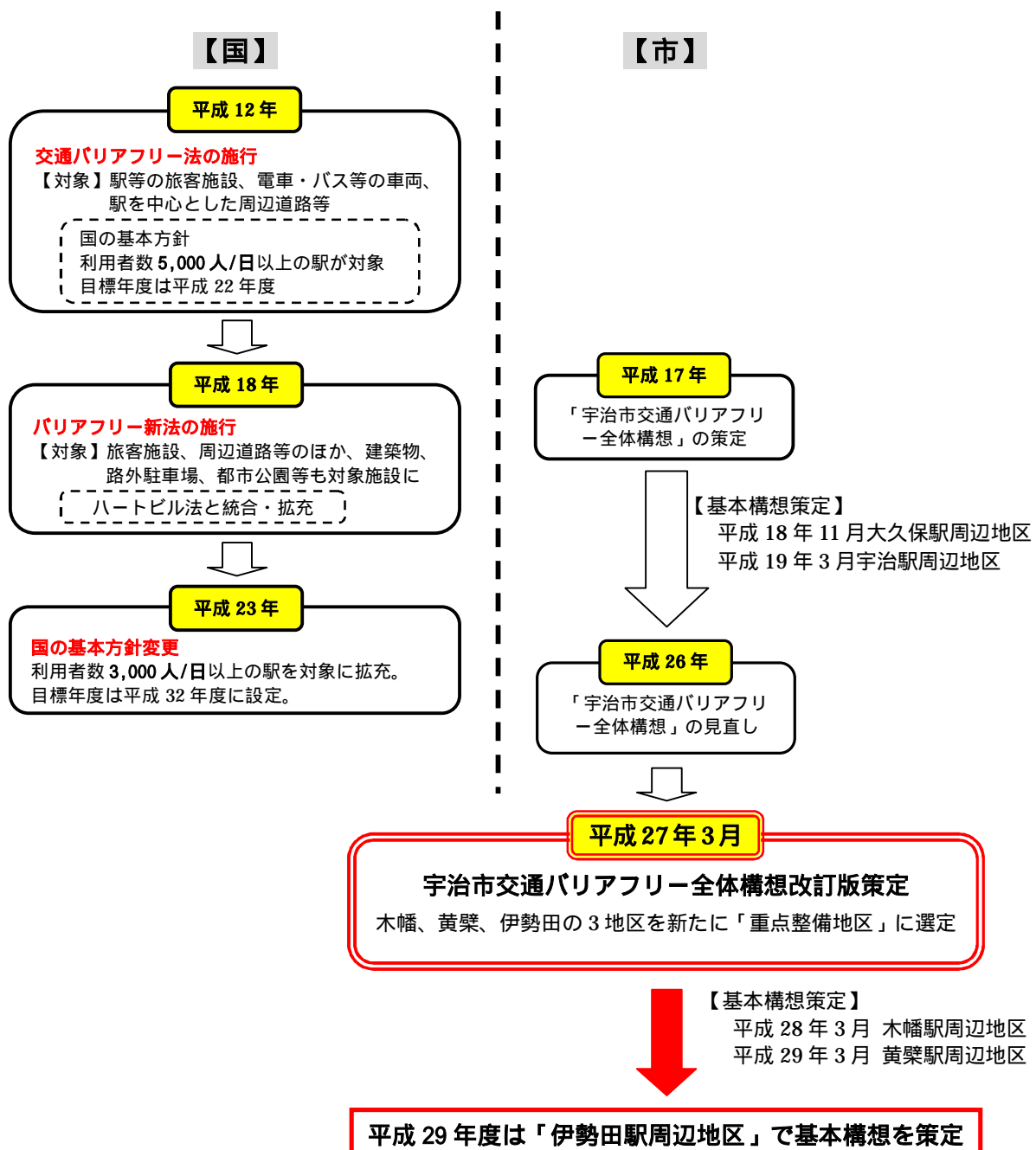


# 伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定について

## 1. 伊勢田駅周辺地区基本構想策定の背景

宇治市では平成17年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点整備地区と位置付けた宇治、大久保の2地区で基本構想を策定するなどバリアフリー化に関する事業を進めてきました。しかし、それ以外の地域では駅及びその周辺のバリアフリー化が進んでいないことや、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」)が施行、平成23年に国の基本方針が改められるなど、新たな基準が設けられたことから、本市においても、さらにバリアフリー化を推進するため、平成27年3月に全体構想の改訂を行いました。

この改訂の中で伊勢田駅周辺地区をはじめ、新たに重点整備地区として位置付けた地区は、基本構想を策定し、各施設管理者と連携し、移動等の円滑化を推進することとなりました。



## 2 . 伊勢田駅周辺地区の概要

### ( 1 ) 人口の動向と高齢化率

本市の平成 2 8 年 1 0 月 1 日現在の人口は 1 8 8 , 8 3 1 人で、6 5 歳以上の人口は 5 1 , 7 1 2 人、高齢化率は 2 7 . 4 % となっています。

一方、伊勢田駅周辺の平成 2 8 年 1 0 月 1 日現在の人口は 1 6 , 0 2 8 人で、6 5 歳以上の人口は 3 , 8 6 9 人、高齢化率は 2 4 . 1 % となっており、宇治市全体の高齢化率より 3 . 3 % 低くなっています。

宇治市及び伊勢田駅周辺の人口と高齢化率

宇 治 市	総 人 口	188,831	人
	高齢者(65 歳以上)人口	51,712	人
	高齢化率	27.4	%
伊勢田駅周辺	総 人 口	16,028	人
	宇治市全体に占める人口の割合	8.5	%
	高齢者(65 歳以上)人口	3,869	人
	高齢化率	24.1	%

[資料] 宇治市住民登録数 平成 28 年 10 月 1 日現在(外国人を含む)、伊勢田駅周辺の人口は大字が「伊勢田町(砂田・遊田・中遊田・南遊田は除く)、開町、羽拍子」の人口

### ( 2 ) 主要な日常生活の施設

地区内には、開地域福祉センター、伊勢田救急出張所、伊勢田交番などの公共施設等があり、教育施設としては西宇治中学校があります。商業施設として、銀行の支店やスーパー等があります。

### ( 3 ) 移動に関する現況

#### 公共交通機関

近鉄京都線が南北に走っており、近鉄伊勢田駅を中心に様々な施設が集積しています。

1 日当たりの利用者数(平成 2 7 年度 1 1 月乗降調査)は、約 7 , 3 4 0 人となっており、伊勢田地域の主な公共交通手段となっています。

近鉄伊勢田駅では、地下に改札口があり、駅構内の移動経路上に段差が残っていることから、移動経路のバリアフリー化が必要となっています。

#### 道 路

南北に走る府道城陽宇治線や東西に走る市道南山蔭田線・宮北開線を軸に道路網を形成しています。それぞれの道路では、歩道が整備されているところもあれば、そうでないところもあり、整備されているところでも十分な幅員の確保がされていないことや地形上、東西方向に勾配があるため、安全対策等を求める声があります。

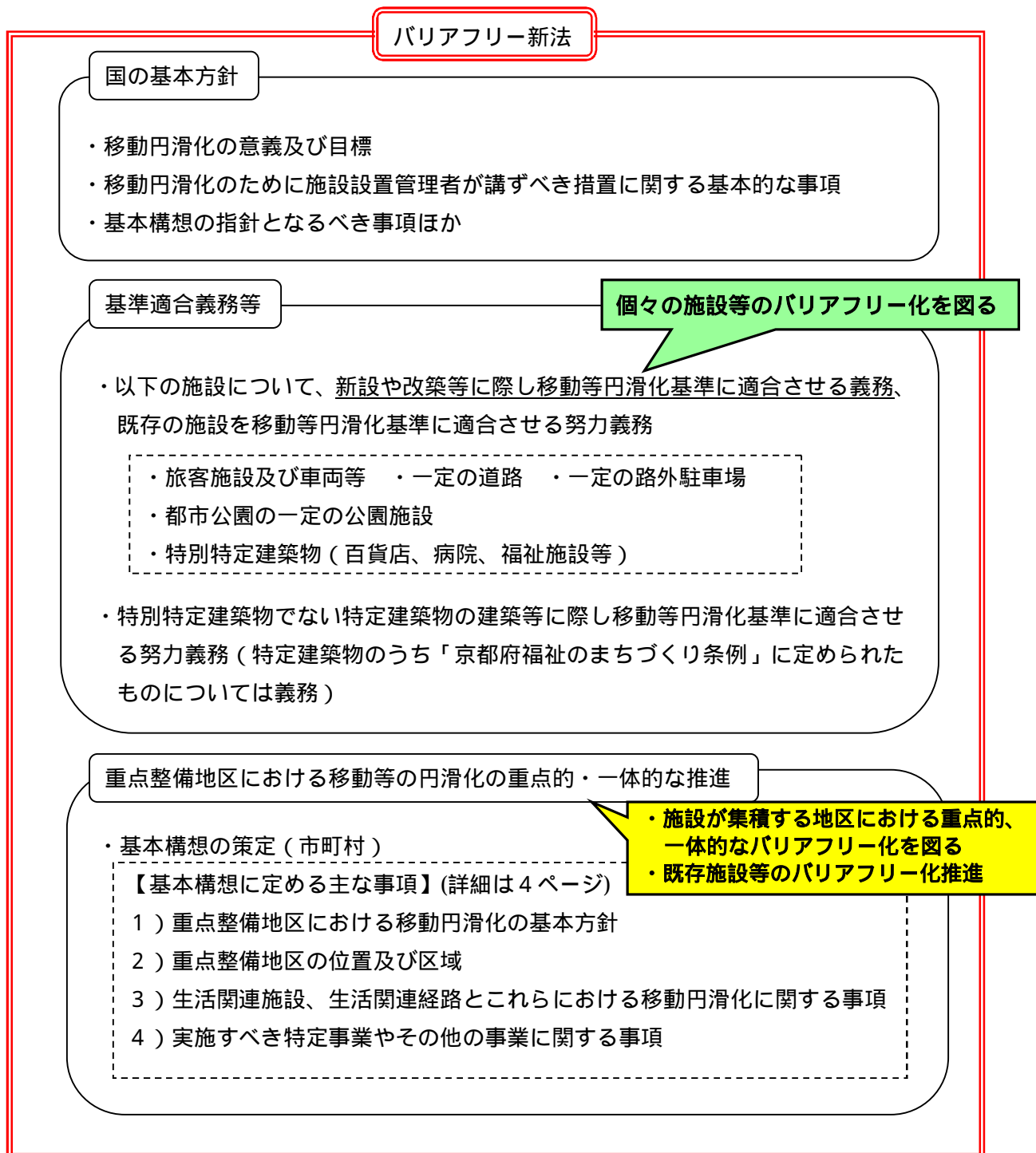
### 3 . バリアフリーの制度について

#### ( 1 ) 法の目的

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

#### ( 2 ) 法の枠組み

バリアフリー新法では、次の通り「国の基本方針」「基準適合義務等」「重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進」についての規定等が定められている。



### (3) 基本構想に定める内容

基本構想に定める内容（バリアフリー新法第25条関連）

**1】重点整備地区における移動円滑化の基本方針**  
 基本構想の位置づけ、基本構想を策定する理由、地区の特性、移動円滑化の基本的考え方、目標年度

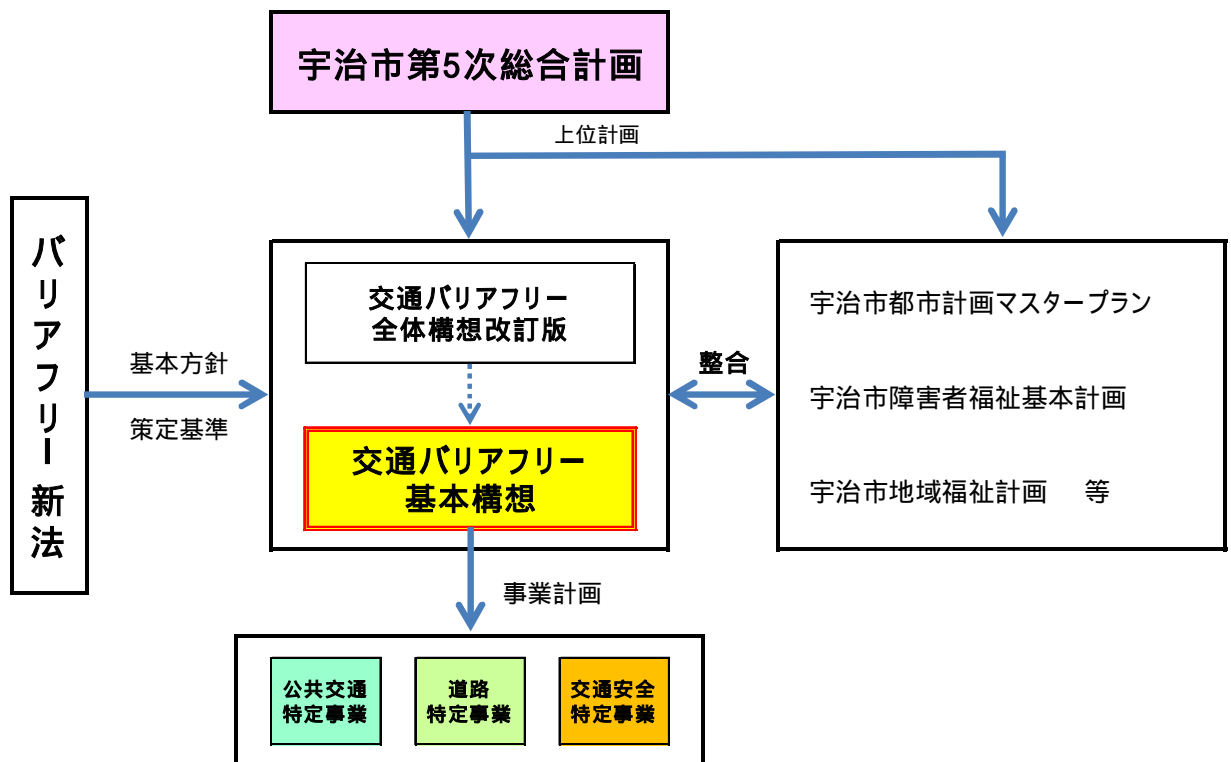
**2】重点整備地区の位置及び区域**  
 重点整備地区：生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連経路を構成する施設について移動円滑化の事業が実施されることが特に必要な地区、重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区

**3】生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動円滑化に関する事項**  
 生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設  
 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

**4】実施すべき特定事業やその他の事業に関する事項**  
 特定事業：公共交通特定事業(駅のバリアフリー化等)、道路特定事業など移動円滑化のために必要な施設の整備に関する事業

#### 1】重点整備地区における移動円滑化の基本方針

基本構想の位置づけ（基本構想と本市が策定した諸計画との関係）



基本構想を策定する理由（全体構想より）

- ・近鉄伊勢田駅は階段での移動しかできない構造であり、バリアフリー化が必要であること。
- ・周辺の道路整備事業と連携を図り、総合的に整備を進めることが必要であること。



## 2】重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区の要件（国の基本方針より）

- ・「生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区」とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区を言い、おおむね400ha未満であること。
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上あること。

特定旅客施設：近鉄伊勢田駅

特別特定建築物：開地域福祉センター、西宇治中学校、城南勤労福祉会館 等



**基本方針に基づく重点整備地区の要件は満たしている。**

## 3】生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動円滑化に関する事項

【施設候補】近鉄伊勢田駅、開地域福祉センター、西宇治中学校、城南勤労福祉会館

【経路候補】市道南山蔭田線、市道宮北開線

## 4】実施すべき特定事業やその他の事業に関する事項

### 特定事業の種類

特定事業には次のようなものがあります。

- ・公共交通特定事業（駅のバリアフリー化）
- ・道路特定事業（道路の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等）
- ・交通安全特定事業（信号機の改良）など

（留意事項）

- ・基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべきものには、特定事業計画の作成と事業の実施の義務が課せられる。
- ・交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課されていないが、できる限り移動等円滑化基準に適合するように実施する必要がある。

### 【特定事業の実施】

- ・基本構想に定められた特定事業は、施設設置管理者が事業計画を作成し、事業を実施する義務

公共交通特定事業  
（旅客施設等）

道路特定事業  
（特定道路）

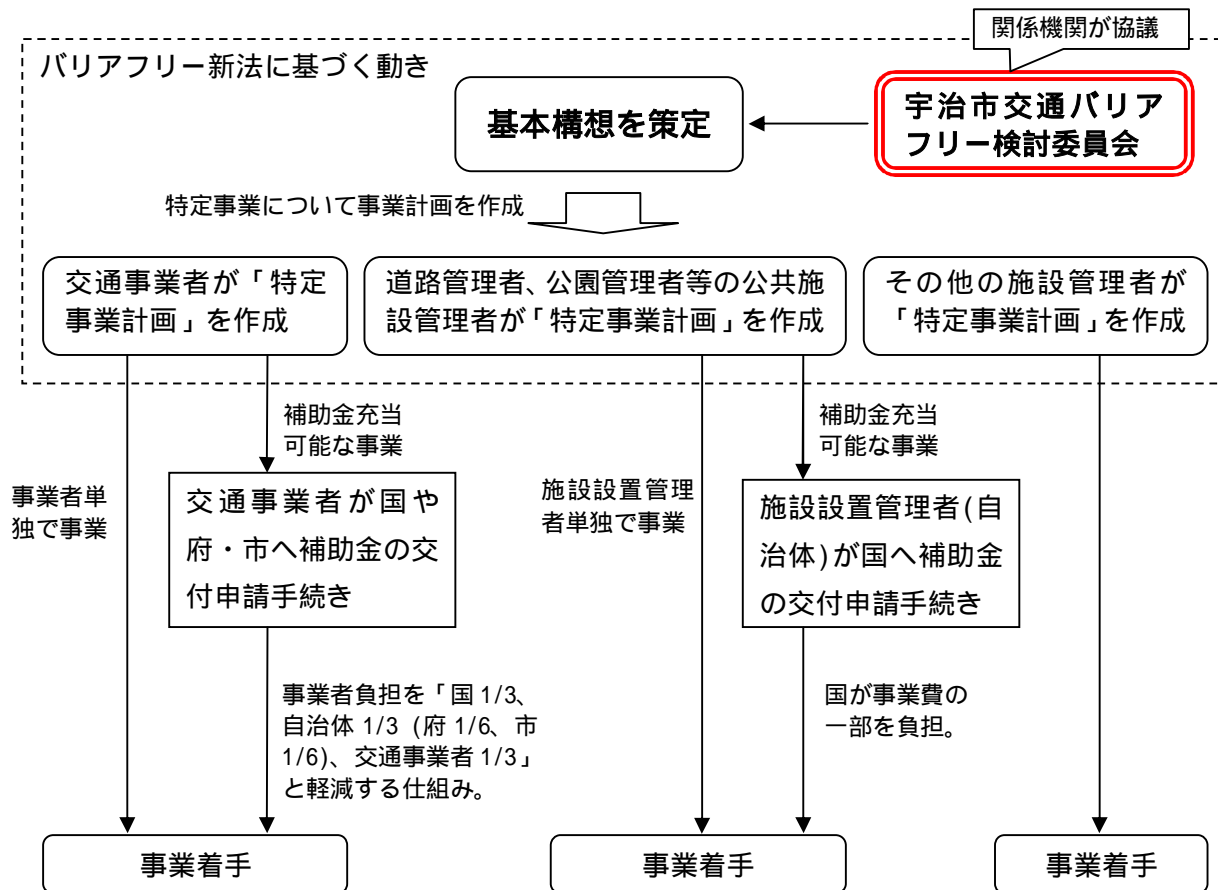
交通安全特定事業  
（信号機等）

その他の特定事業 都市公園、路外駐車場、建築物など

### 【その他の事業の実施】

- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

#### (4) バリアフリー化事業の流れ



#### 4 . 伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化に関する課題

##### 表面化している課題

- 近鉄伊勢田駅のバリアフリー化
- 近鉄伊勢田駅周辺道路の安全対策

##### 表面化していない課題

- タウンウォッチングによりバリアの抽出を行う。      タウンウォッチング進め方は資料2